

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年5月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700396 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1800003 号

第1 結論

請求期間のうち、平成元年6月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月から同年 9 月まで
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成元年 5 月及び同年 6 月
④ 平成元年 9 月及び同年 10 月
⑤ 平成 2 年 10 月
⑥ 平成 3 年 1 月
⑦ 平成 3 年 3 月及び同年 4 月
⑧ 平成 3 年 6 月及び同年 7 月

私は、請求期間当時、実家があるA町（現在は、B市）を離れ、C市に居住し、保険料を月単位で納付していた。今から30年ほど前に、社会保険事務所（当時）から保険料が未納となっているとの通知があり、当時、母親からお金を工面してもらい、D市役所又はE社会保険事務所で、一括して納付した記憶があるので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録における前後の被保険者の資格取得状況から、昭和61年*月頃にA町において払い出されたものと推認され、請求者の加入手続は、この頃に行われ、請求者が20歳に到達した昭和61年*月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

その後、オンライン記録によると、請求者は、平成3年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間、継続して国民年金の被保険者であり、請求期間①から⑧までの保険

料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったほか、請求期間①から⑧までの前後の期間の保険料は、現年度保険料として納付されていたことが確認できる。

また、請求期間③のうち、平成元年6月の保険料について、請求者は、戸籍の附票によると、昭和63年5月にA町からC市に転居し、平成5年7月に再びA町に転居しているところ、同町の請求者に係る国民年金被保険者カードを見ると、平成元年6月の納付記録欄には、保険料が未納であることを示す「未」との記載はなく、不鮮明ながらも納付済みである場合に押される印影が見受けられ、平成元年6月の保険料については、同町が管理する記録において、納付済みであったものとして取り扱われていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間③のうち、平成元年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求者は、社会保険事務所から保険料の未納の通知があったとしているところ、当時の保険料収納事務に関しては、現年度保険料を市区町村、過年度保険料を社会保険事務所が担当していたことから、社会保険事務所から通知があったとする請求者の年金記録には、現年度の納付期限内に納付されていなかった期間が存在していたことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、請求期間①、②及び④から⑧までの期間、並びに請求期間③のうちの平成元年5月について、現在納付済みとされている3つの月（平成2年2月、同年6月及び同年8月）の保険料は、請求者が請求期間⑧直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを契機として、過誤納保険料を充当する事務処理が行われていたことが確認できる。保険料の過誤納があった場合は、制度上、2年の時効の範囲内で先に時効が成立する未納である月の保険料から順次充当することとされていることを踏まえると、請求期間①、②及び④から⑧までの期間、並びに請求期間③のうちの平成元年5月以外にも、当時、現年度保険料として納付されていなかった期間が散見していた状況が推察される。

さらに、請求期間①、②及び④から⑧までの期間、並びに請求期間③のうちの平成元年5月の保険料について、当該期間は、延べ16か月、かつ4年度にわたり分散している期間となり、当該期間の全てに同様の記録誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものと考えられるところ、A町の請求者に係る国民年金被保険者カードを見ると、当該期間の納付記録欄には、保険料が未納であることを示す「未」との記載が確認できる。

加えて、請求者は、母親からお金を工面してもらい、保険料を一括して納付した旨陳述しているものの、その納付時期及び納付金額に関する記憶は必ずしも明確ではなく、請求者によると、母親は、高齢のため当時の状況を覚えていないとしていることから、請求者が一括して納付したとする保険料の納付状況についての詳細をうかがい知ることができない。

その上、保険料を徴収する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅するため、保険料を遡って一括で納付できる期間は、原則として、2年間までとなるところ、例えば、請求期間①の始期（昭和63年6月）と請求期間⑧の終期（平成3年7月）とは、約3年の開きがある期間となるため、これら未納であった期間の保険料を一括して納付することは、制度上できないことから、請求者の陳述に沿う納付方法で未納とされていた全ての保険料を一括して納付していたとする事情を導き出すことはできない。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間①、②及び④から⑧までの期間、並びに請求期間③のうちの平成元年5月

の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び④から⑧までの期間、並びに請求期間③のうちの平成元年5月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700407号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800008号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年7月31日から平成5年11月1日に訂正し、平成5年7月から同年10月までの標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成5年7月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成5年7月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年7月31日から同年11月1日まで

夫の厚生年金保険の記録では、A社を平成5年7月31日に資格喪失となっているが、請求期間も給与が支給され厚生年金保険料が控除されていた。給与明細書を提出するので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成5年7月31日に適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る給与明細書及び平成5年分給与所得の源泉徴収票、訂正請求記録の対象者及び複数の同僚に係る雇用保険の記録、複数の同僚の陳述、同社の元事業主の回答及び陳述並びに日本年金機構B事務センターの回答により、同社は請求期間に適

用事業所の要件を満たしており、訂正請求記録の対象者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち平成5年7月から同年9月までの期間に係る訂正請求記録の対象者の標準報酬月額については、上述の給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成4年5月から同年7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（38万円）と異なる標準報酬月額（36万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の平成5年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から36万円とすることが必要である。

さらに、請求期間のうち平成5年10月に係る訂正請求記録の対象者の標準報酬月額については、上述の給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成5年5月から同年7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（36万円）に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、平成5年7月から同年10月までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成5年7月から同年10月までの期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の平成5年7月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700371 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800002 号

第 1 結論

平成元年 6 月から平成 4 年 9 月までの請求期間及び平成 5 年 4 月から平成 16 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 40 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成元年 6 月から平成 4 年 9 月まで
② 平成 5 年 4 月から平成 16 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は実母が行ってくれたと聞いた。実母は、私が A 町に住んでいた時期も、同町まで納付書を取りに来て納付してくれていたため、請求期間①及び②の保険料を、B に入所していた期間もあるが、納付してくれたと思う。また、弟二人と妹の保険料も納付したとも実母から聞いており、私の保険料のみを未納とすることは無いと思う。

年金事務所で私の年金記録を確認した際、当初は全く記録がないと言われたが、その後、実母の遺品から保険料の領収書が見付かり、年金事務所に持って行ったところ、領収書がある期間以外も含めて約 4 年分の納付記録があることが判明した。ほかにも判明していない記録がまだあると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者の基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）については、平成 28 年 12 月に請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで国民年金の被保険者ごとに付番されていた記号番号）を用いて付番されているところ、当該国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の手帳記号番号前後の被保険者の保険料納付状況によると、昭和 61 年 4 月頃に C 市において請求者の旧姓で払い出され、その際、請求者が 20 歳に到達した昭和 60 年 * 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

また、請求者の旧姓を含めて検索を行っても、請求者に未統合の年金記録があることをうかがわせる記録はなく、請求者に係る記録等を見ても請求者に別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 61 年 4 月頃に初めて行われ、請求者の年金記録については、上述の国民年金手帳記号番号のみで管理されていたものとみられる。

- 2 請求者は、上述の加入手続以降、請求期間①及び②において、国民年金の被保険者であり、昭和 60 年*月から請求期間①直前の平成元年 5 月までの保険料は納付済みとされているところ、請求者の所持する当該期間の一部に係る社会保険事務所（当時）発行の納付書・領収証書及びC市発行の領収書（以下「領収書」という。）並びにオンライン記録によると、当該期間において、請求者はC市D区を住所としているものの、その納付場所は、実母の居宅があったE町（現在は、F市）の金融機関であることから、請求者の陳述どおり、実母が請求者に係る保険料の納付書を入手し、請求者に代わり保険料を納付していた時期があったことがうかがえる。

また、実母については、国民年金の加入期間において、昭和 48 年 4 月から厚生年金保険の被保険者となる直前の昭和 63 年 9 月までの保険料を納付している上、昭和 54 年 4 月以降は付加保険料も納付しているほか、請求者の弟妹についても、それぞれ、20 歳到達時から、厚生年金保険の被保険者となるまでの保険料は納付されていることから、実母の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

- 3 しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする実母は、既に亡くなっており、当時の状況を確認することができず、納付時期、納付場所、納付金額等、当時の状況の詳細は不明である。

また、C市の国民年金口座振替対象者一覧表によると、請求者の保険料は、昭和 63 年 9 月から口座振替により納付されていることが確認できることから、請求者の所持する領収書(昭和 60 年*月から昭和 63 年 8 月まで)については、C市を住所としていた期間において、口座振替で納付された以外の全ての期間の領収書のみが保管されていることとなる。

- 4 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者は、少なくともG市（現在は、H市）及びA町を住所としていたものとみられるところ、G市及びA町については、紙台帳検索システムにおいて、請求者に係る年金記録は索出できない上、両市町は、請求者の年金記録は確認できない旨回答している。

また、A町の後、住所変更の記録があるE町の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間①の保険料は未納と記録されていることを踏まえると、実母が請求期間①の保険料を納付したと推認する事情を見いだせない。

- 5 請求期間②について、請求期間②のうち、平成 5 年 4 月から平成 7 年 3 月までについては、I市の請求者に係る平成 5 年度（平成 6 年 5 月 6 日作成）及び平成 6 年度（平成 7 年 5 月 8 日作成）検認状況表（同市の被保険者について、一の年度が終了した後、速やかに当該年度の検認状況を集計して作成される帳票）並びにオンライン記録によると、請求者は、当該期間において、同市で国

民年金に加入していたと考えられるところ、当該検認状況表には、保険料は未納と記録されており、このことは、オンライン記録とも一致し、不自然な点は見受けられない。

また、請求期間②のうち、平成7年4月以降については、オンライン記録によると、請求者は、I市において、平成6年4月（平成18年12月に平成7年7月へ変更）から所在が不明である被保険者（不在決定）とされ、通常、不在決定された者に対し納付書が発行されたとは考え難いところ、上述の同市作成の検認状況表については、平成6年度は請求者に係る検認記録が確認できるものの、平成7年度は確認できないことを踏まえると、平成7年4月以降、請求者に対しては、納付書が届かない状況であったことがうかがえ、この不在決定は、請求期間②の終期より後の平成28年12月に基礎年金番号に係る手続が行われるまで継続していたものとみられることを踏まえると、実母が請求期間②の保険料を納付したと推認することはできない。

- 6 請求者は、弟妹の保険料が納付済みであるのに、自身の保険料が未納とされていることに疑念を抱いているところ、前述のとおり、弟妹は、いずれも20歳から国民年金の保険料は納付済みとされているが、数年後には、厚生年金保険の被保険者となっており、不在決定もなされていないことから、請求者とは事情が異なり、弟妹の国民年金の保険料が納付済みであることをもって、請求者の請求期間①及び②の保険料が納付済みであると推認することができない。

また、請求期間①及び②は合わせて172か月と長期間である上、請求期間①及び②のうち、平成8年12月以前の期間については、実母が、請求者の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、請求期間②のうち、平成9年1月以降の期間については、実母が請求者の保険料を納付したことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

- 7 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700408号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1800004号

第1 結論

平成14年3月から平成16年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年3月から平成16年3月まで

私の年金記録では、請求期間は国民年金の加入期間とされ、保険料は未納とされている。しかし、私は、請求期間中、会社に勤務していた時期もあり、請求期間は、厚生年金保険に加入していたか、そうでなければ、国民年金の保険料を納付したか、免除申請を行っていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の年金記録については、オンライン記録によると、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出されていた厚生年金保険手帳記号番号が基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)として付番されており、これまでに請求者に国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで国民年金の被保険者ごとに付番されていた記号番号)が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間を含め現在に至るまで、全て基礎年金番号に基づき一元的に管理されている。

また、請求期間に係る被保険者資格については、オンライン記録によると、請求期間直前の厚生年金保険の被保険者資格を喪失する事務処理が平成14年3月に行われ、その後、平成16年5月に初めて国民年金の被保険者資格に関する事務処理が行われ、平成14年3月までの期間を遡って第1号被保険者とする事務処理が行われている。この事務処理時期(平成16年5月)を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、平成14年4月から平成16年3月までの保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間直前に勤務していた事業所を退職した後の国民年金の手続について覚えはなく、保険料についても、納付したか又は免除申

請を行ったはずだが、いつ、何を行ったかまでの記憶は定かでない旨陳述していることから、当時の状況についての詳細は不明である。

また、保険料の納付について、請求者は、上述の請求期間に係る被保険者資格を取得する事務処理が行われるまで、何ら公的年金制度に加入していなかったこととなるため、請求期間当時、保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述の事務処理時期を基準とすると、請求期間のうち、平成14年3月の保険料については、既に時効が成立しているため、遡って納付することはできず、請求期間のうち、平成14年4月から平成16年3月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、保険料の納付についての記憶は定かではない旨陳述していることを踏まえると、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認する事情はうかがえない。

加えて、保険料の免除について、請求期間当時の免除制度においては、被保険者が保険料の免除申請を行った際に免除が承認される期間の始期は、申請日の属する月の前月とされていたため、上述の事務処理時期を基準とすると、請求期間の保険料は、既に免除が承認できない期間となる上、オンライン記録によると、請求期間直後の保険料の免除申請については、平成16年5月に行われ、当該免除申請によって保険料の免除が承認された期間は、平成16年4月から同年6月までとされていることが確認でき、この請求期間直後の免除に関する事務処理も、制度上の取扱いと一致し不自然さは見当たらない。

その上、日本年金機構A事務センターは、請求期間に係る免除申請書等について保管していない旨回答していることから、請求期間に係る保険料の免除申請が行われたとする事情は見いだせない。

このほか、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が、請求期間の保険料を納付したこと及び免除申請を行ったことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号： 東海北陸（受）第 1700409 号

厚生局事案番号： 東海北陸（国）第 1800005 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 63 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 33 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間： 昭和 53 年*月から昭和 63 年 9 月まで

私は、請求期間当時、両親と同じ住所地に住んでおり、同じ職場で仕事（自営業）をしていたため、私の国民年金の加入手続については両親が行い、保険料についても納付してくれていたはずである。両親は請求期間の保険料が納付されているにもかかわらず、私の分が納付されていないことがあり得るのだろうか。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を両親が納付してくれていたとしているところ、両親は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得処理状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月頃に職権適用を契機として払い出されたことがうかがわれ、その際に、昭和 53 年*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号が払い出された時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 9 月までの保険料は過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者によると、これらを行ってくれたとする両親は高齢のため当時の記憶が定かではない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、以前に年金記録を調査してもらった際に、同姓同名の被保険者がいることが判明したことがあった旨陳述しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可

能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成元年5月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金手帳記号番号は、この頃に初めて払い出されたものとみられる。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったこととなり、両親が請求者に係る請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和53年*月から昭和62年3月までの保険料については、上述の請求者の国民年金手帳記号番号が初めて払い出されたものとみられる時期（平成元年5月頃）を基準とすると、既に2年の時効が成立しており、両親は、当該期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間のうち、昭和62年4月から昭和63年9月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、i) 請求者は、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された頃に、両親が遡って保険料を納付したか否かについて分からない旨陳述していること、ii) 前述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は、職権適用を契機として払い出されていたことがうかがわれるため、当該手帳記号番号が払い出された時点において、保険料の未納の解消を行うまでの積極的な保険料の納付意思があったとまでは推認し難いこと、iii) 請求期間直後（昭和63年10月から平成元年3月まで）の保険料については、2年の時効間際の平成3年1月に遡って納付されているところ、当該保険料が納付された時点において、請求期間の保険料については、既に時効により納付することができなかったことを踏まえると、両親又は請求者が請求期間のうち、昭和62年4月から昭和63年9月までの保険料を過年度保険料として納付していたとする事情を導き出すことができない。

その上、請求者は、両親に係る請求期間の保険料が納付されているにもかかわらず、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていないことがあり得るのだろうかとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、両親については、いずれも請求期間前（昭和37年2月頃）に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間当時において国民年金に加入し保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、前述のとおり、請求期間後（平成元年5月頃）に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、両親とは状況が異なり、両親の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたとまでは推認することができない。

あわせて、請求者は、自身が20歳に達する数年前に住所地に変更があり、両親は現在の住所地ではなく、従前の住所地において国民年金に加入していたため、請求者に係る保険料を従前の住所地のままで納付していたのではなかろうかとの疑念を抱いている。しかし、両親に係るA市の国民年金被保険者名簿、国民年金保険料収入台帳及び国民年金印紙検認状況表によると、両親の国民年金に關す

る住所地は、請求者が 20 歳に達する前に既に現在の住所地に変更されていることが確認できることから、当該住所地の変更が、請求者の国民年金の納付記録等に影響を及ぼす余地はないものと考えられる。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。